

平成18年(行ウ)第29号 前知事個人秘書業務費返還請求事件

次回第5回 2007年10月10(水)10時00分～

原告 寺町知正 外11名

被告 岐阜県知事

2007年10月5日

岐阜地方裁判所民事2部御中

原告選定当事者 寺町知正

原告準備書面(3)

第1 梶原の出張の実態

1. 出張全般

相手方梶原の出張の実態は、東京へ出張がもっとも多い。

いずれも、梶原個人の私的発想や動機に起因する活動、あるいは、政治団体を構成している梶原個人の現在の政治家としての活動というべきである。

相手方梶原の出張の実態の集計表 (甲第17号証の1ないし3)

	県内	東海	都内	その他	年合計	実日数
H16年度(3月1日～)	8	2	5	0	15	24
H17年度(12ヶ月)	72	14	79	19	184	236
H18年度(～9月5日)	24	7	50	2	83	110
請求対象期間 総合計	104	23	134	21	282	370

これら活動の中に、他の自治体・公的団体などにおける講演などと推測される活動が一部にあるのは確かである。しかし、それは、元知事であれば、どの県の知事であっても離任直後の数年間など、その名声に期待して講演やポスト着任などを求めるのはごく通常のことであり、格別に、岐阜県が実質の秘書をあてがい、諸経費まで負担すべきことではない。

2. 東京で活動の内容の分類

県(財団)の公費支出の記録において、面談がもっとも多いことから私的な出張であるのは明白である。会議として分類はしたものの、タイトルからすれば岐阜県に縁のないものであることは明白な会議が多い実態である。

その他、私的な付き合いが主であることは明白である。

相手方梶原の出張の実態の集計表 (東京関連分) (甲第18号証の1ないし3)

	執務	面談	取材	N野	会議	講演	他	
H16年		2			1		2	5
H17年	3	31	9	13	24	31	43	154
H18年	18	33	7	7	22	10	26	123
期間計	21	66	16	20	47	41	71	282

3. 地方自治情報センターの顧問としての東京出張は多い

相手方梶原は、東京にある地方自治情報センターの顧問にも就任しているところ、同センターにおける用務や面談などは著しく多い。

記録されているだけでも、17年度25回、18年度32回の合計57回に及ぶ。その内容の詳細はともかく、岐阜県の一財団の職員としての公務といえる範疇に存しないことは明白である。

4. まとめ

被告が出張などにおける元岐阜県知事としての効果などを主張するが、そのような観点で県費や公費を負担するなら自治体の出費は際限なく肥大する。

公費支出はあくまで限定的であり予算や本来の目的にも拘束される。

旅費や事件費などの本件諸支出は、岐阜県が負担する義務のない支出、もしくは目的外の違法な支出である。

以 上